

我が国及び国際社会の平和と安全を確保する
ための防衛力の抜本的強化を求める意見書

今年2月、ロシアがウクライナを侵略し、第二次世界大戦後、西側諸国が中心となって築き上げてきた既存の国際秩序を根底から覆すような、力による一方的な現状変更が顕在化した。ロシアによるウクライナへの侵略で見られるように、様々な種類のミサイルによる市街地への攻撃、武力侵攻前のサイバー攻撃、既存のメディアやSNS等での偽情報の拡散などを通じた情報戦の展開、原子力発電所などの重要インフラ施設への攻撃など、これまで懸念されていた脅威が一举に現実のものとなっている。

このような、力による一方的な現状変更、そして、それを試みる明白な意図の顕在化という厳しい安全保障環境は、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいても例外ではない。

米国と中国の間では、政治・経済・軍事等の様々な面で緊張が高まっており、また、近年、中国による台湾周辺の海空域における軍事活動が活発化しているなど、我が国は、こうした対立の最前線に立たされている。

我が国の周辺において、中国、北朝鮮、ロシアの軍事力の強化、軍事活動の活発化の傾向は顕著となっており、我が国はこれらの活動が複合的に行われる事態にも備えなければならない。

このような未曾有の状況で、日本は国際社会と連携し、国家の独立、国民の生命と財産、領土・領海・領空の主権、自由・民主主義・人権といった基本的価値観を守り抜いていくために、防衛力の抜本的な強化に取り組むべきである。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 NATO加盟国は防衛予算の対GDP比目標2%に合意した。我が国においても、防衛力の抜本的強化に必要な予算水準の達成を目指すこと。
- 2 宇宙、サイバー、電磁波など拡大する領域に対応するために、自衛官の必要な人員確保に向けて予算措置を講ずること。
- 3 国民の生命に直結する弾道ミサイル攻撃を含む我が国への武力攻撃に対する反撃能力の保有を講ずること。また、万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われる事態となった場合に備え、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期す等必要な防衛力の整備強化を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月6日

衆議院議長	議院議長	議院議長	議長
参議院議長	閣総理大臣	務大	大臣
内閣総務大臣	務大	務大	大臣
総務大臣	務大	務大	大臣
財務大臣	務大	務大	大臣
経済産業大臣	務大	務大	大臣
防衛大臣	務大	務大	大臣

福島県議会議長 渡辺 義信